

富谷町総合計画

# 基本構想

---

# 資料 - 9



# 序

## 1. 総合計画策定の趣旨

今日の地方自治体を取り巻く社会情勢は、少子高齢化による人口減少、地球規模での環境問題、高度情報化の進展など時代とともに変化しており、各自治体はこれまで以上に多種多様な社会変化への対応が求められています。

宮城県においては、平成19年3月に中長期的な県政運営の基本的な指針として「宮城の将来ビジョン」を策定し、「富県共創！活力とやすらぎの<sup>くに</sup>邦づくり」を基本理念と定め、その実現のために積極的な企業誘致に取り組み、その潮流は、県内市町村はもとより東北地方にとっても新たな活力をもたらす大きな流れとなりつつあります。

このような中であって富谷町においては、これまで社会資本の整備に取り組んできた結果、「地の利」に恵まれ、「人の和」に優れた特性を活かし、町制施行45周年を迎えた平成20年には人口4万5千人を超える町となり、人口5万人到達が現実のものとして見えてきたところです。しかしながら、人口の増加に伴う新たな行政課題への対応や新たな行政需要も予想され、また、人々の価値観は、物質的な豊かさから、心の豊かさを求めるように変化してきています。

これからの富谷町は、町民の意向を的確に捉えることを第一と考え、富谷町を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しつつ、将来を見通した効果的な土地利用を行い、質の高い社会資本の整備を進める一方で、安定した行財政運営を維持し、教育・福祉の充実、住環境・都市基盤整備、産業振興と町の活性化など5万人都市を目指す新たな都市構想の具現化を着実に推進していかなければなりません。

このような観点から、平成11年度に策定した総合計画を見直すこととし、新たなまちづくりの指針となる富谷町総合計画を策定いたしました。



## 2. 総合計画の構成と期間

富谷町総合計画は、**基本構想** **基本計画** **実施計画** で構成します。

### ■ 基本構想（平成21年度～平成30年度）

富谷町のまちづくりの基本理念を明らかにし、まちづくりの基本方針を定めたもので、基本計画や実施計画の基礎となるものです。

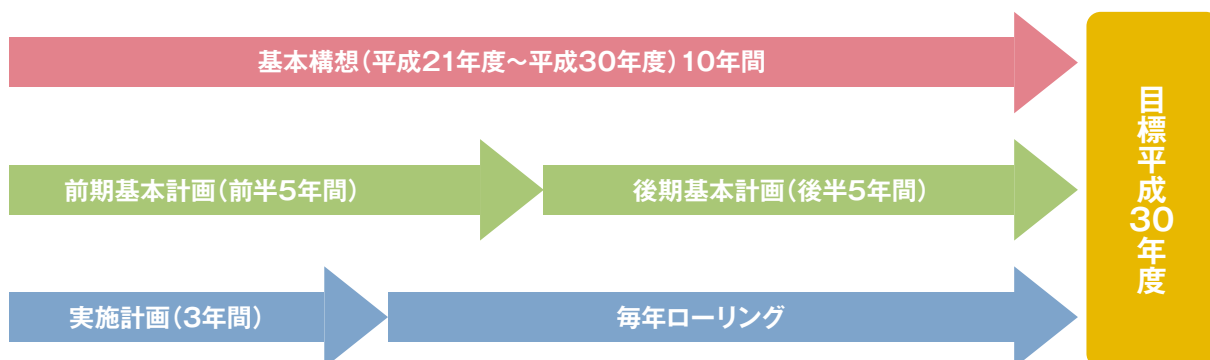
### ■ 基本計画（平成21年度～平成30年度）

基本構想に基づき、今後取り組むべき施策を体系的に定めたもので、施策の内容を示し、実施計画の基本となるものです。概ね5年で計画の見直しを行います。

- ・平成21年度から平成25年度（2009～2013）まで 5年間 前期
- ・平成26年度から平成30年度（2014～2018）まで 5年間 後期

### ■ 実施計画（毎年度策定）

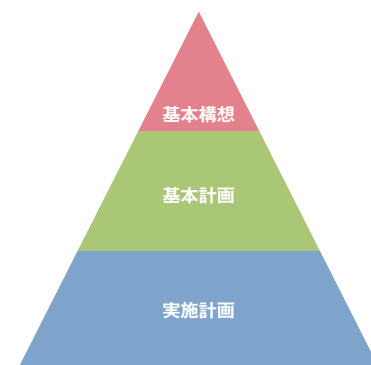
基本計画に定めた施策を行政運営のなかで効果的に実施するため、財源の裏付けのもとに必要な事業を明らかにする3カ年計画で、毎年度見直しを行いながら、町民のニーズなどに応じた事業を位置付けます（ローリング方式）。



### ■ 計画の進行管理

総合計画は、平成30年度までの長期的な計画であるため、今後予想を超える社会経済情勢の変化があった場合には、本計画を弾力的に見直していきます。

また、10年にわたる計画期間において、施策・事業を有効かつ効果的に実施するため、適切な進行管理のもと、施策・事業の目標達成度と効果について定期的に把握し、計画に反映させることとします。



# 第1章

## 「まちづくりの基本理念・将来像」

### 1. まちづくりの基本理念・将来像

#### 1 まちづくりの基本理念

これからの富谷町のまちづくりは、町民と行政の「参加と協働」により、一人ひとりが魅力ある地域の創造に努めるとともに、個々の力を連携・集約し、協働のまちづくりの礎となる町の「文化」を育て、住民主体のまちづくりを推進します。また、富谷町ならではの特徵であり、全国に誇ることができる「地の利」「人の和」を活かし、「富谷町で暮らしてよかった」と「幸せ」を実感でき、「笑顔」が輝く自立性に富んだ5万人都市を目指した「新しい富谷町」を創造していきます。

### 幸せを実感でき 笑顔輝く あったかい富谷

※協働 お互いを自立した主体として認め合い、対等な関係を維持しつつ連携・協力すること。

#### 2 富谷町の将来像

町民一人ひとりが愛情を持って快適に暮せる、活力と魅力のある自立性に富んだ5万人都市を目指して、基本理念である「幸せを実感でき笑顔輝くあったかい富谷」に基づき、富谷町の目指すまちの将来像を以下のように定めます。

##### 【将来像1】

#### 子どもたちのための教育環境と未来を創り出すまち・すべての世代が生き生きと暮らせるまち

- ・町の宝であり、将来を担う子どもたちの教育は、豊かな町民生活を築く上での最も重要な基盤となるものであることから、教育環境の充実を図り、ふるさと富谷を誇りに思い、笑顔の絶えない子どもたちを地域ぐるみで育む『教育満足度日本一のまち』を目指します。
- ・すべての町民が生涯を通じて自分らしく豊かな生活を送ることのできるよう、公民館における取り組みの充実や5万人都市にふさわしい文教施設のあり方について検討し、一人ひとりのニーズに応じた生涯学習環境の充実を目指します。
- ・子どもから高齢者までが、地域や学校などで相互に支え合いながら、安心して子育てのできる環境を整備し、誰もが健康で生き生きと生活できる、笑顔で安心して暮らせる環境づくりを目指します。



## 【将来像2】

### 豊かな自然環境と活力ある地場産業を自慢と誇りにできるまち

- ・緑が豊かで道路や都市公園などの都市施設が充実し、快適に安心して暮らせる居住環境を形成し、住む人が自慢し、住み続けたいと誇りにできる町・富谷の実現を目指します。
- ・防災や防犯など安全で快適な居住環境の形成を図り、安心して住み続けることのできる町を目指します。
- ・近隣町村への企業進出を契機として、町内への企業誘致を図り、充実した道路交通網の「地の利」、豊かな人材の「人の和」を活かして、産業による新たな活力づくりを目指します。
- ・富谷の発展を支えてきた農業、商業については、これまで培われてきた技能や経験、受け継がれてきた自然や歴史文化資源を活かしながら、観光という新たな視点も加えつつ、活性化を目指します。



## 【将来像3】

### 町民と町が直接つながるあったかいまち

- ・町民と行政の対話と情報公開により、町民の主体的な町政への参加と協力を促し、町民・企業・行政がそれぞれの役割と責任を認識しながら、互いが連携・協力する協働によるまちづくりを目指します。
- ・社会環境の変化に対応した、自主的で創造性のある行政運営を確立し、町民ニーズの的確な把握とともに、町民の満足度が向上し、町中に笑顔のあふれる自治経営を目指します。



■富谷町の将来像のイメージ

子どもたちのための教育環境と未来を創り出すまち・  
すべての世代が生き生きと暮らせるまち

幸せを実感でき  
笑顔輝くあったかい富谷

豊かな自然環境と活力ある  
地場産業を自慢と誇りにできるまち

町民と町が直接つながる  
あったかいまち

# 第2章

## 「まちづくりの基本方針」

富谷町の将来像をまちづくりの基本方針とし、具体的な取り組みを以下に示します。

### 【基本方針1】

子どもたちのための教育環境と未来を創り出すまち・  
すべての世代が生き生きと暮らせるまちづくり



### 1 未来の富谷を担う子どもたちへの教育の充実

#### 1. 地域が一体となって教育を支えるまちに（幼児教育・学校教育）

すべての子どもがふるさと富谷に誇りを持ち、「豊かな心と生きる力」「社会で活かす力」を身につけられるよう、発達段階に応じた系統的かつ柔軟な幼児教育・学校教育の充実や、地域文化の継承や人を敬う心の醸成などに取り組みます。また、「学校評価システム」の継続実施のほか、学校図書館などの教育現場への地域住民の参加など学校、家庭、地域社会が連携した総合的な教育活動に取り組むとともに、安全性や情報化の進展などに対応した教育設備の充実により、『教育満足度日本一のまち』を目指します。

#### 2. 健全で健やかな子どもを育むまちに（青少年健全育成）

未来の富谷を担う健全な青少年を育成するため、各種生涯学習事業などを基盤に、地域での青少年育成活動の充実、放課後の居場所づくりなど、家庭、学校、地域の連携による、子どもたちの健全育成を進めます。

## 2 学び続けることのできる環境の整備

### 1. 学習や文化活動の機会が充実したまちに(生涯学習)

町民一人ひとりの自己実現や生活満足度の向上を図るために、多様な生涯学習ニーズに応えるよう、公民館を核としてボランティア団体等と連携しながら誰もが参加しやすい学習機会の拡充に努めるとともに、学習成果を発表する場や機会を拡充することにより、町や町民に還元する仕組みづくりを進めます。また、全ての世代が生き生きと暮らせる教育と文化環境の充実を図るため、5万人都市にふさわしい文教施設のあり方について検討します。



### 2. 郷土文化を核とした町民文化活動を支えるまちに(芸術・文化)



「<sup>とみや</sup>十三夜 魂のふるさとまつり」「とみやマーチングフェスティバル」「とみや子どもまつり」の町を代表するイベントを発展させます。また、地域に根ざした様々な芸術・文化活動の展開を支援し全町的にネットワーク化することにより、地域を越えた交流を促進するとともに、様々なイベントや文化活動の拠点となる施設整備を検討するなど、町民文化の創造と発展に努めます。さらに、しんまちに代表される歴史的資源のほか、伝承芸能や郷土料理等の生活文化の保全と活用、情報発信による地域固有の伝統文化の継承を図ります。

### 3. 幅広い年代がスポーツ・レクリエーションに親しめるまちに(スポーツ・レクリエーション)

健康で笑顔あふれるまちづくりを目指し、生涯スポーツの振興を図りながら、富谷町総合運動公園など気軽に利用できるスポーツ・レクリエーション施設の整備と適正な管理運営に努め、誰もが気軽に親しめる環境づくりを進めます。また、指導員の育成やスポーツ団体の支援など、スポーツレベルの向上に努めます。



## 第2章

# 「まちづくりの基本方針」

### 3 安心して子育てのできる環境の整備

#### 1. 子どもたちを健やかに育むまちに(子育て支援)

富谷町においては、子育て世代の増加が見込まれており、お母さん、お父さんが子どもを安心して産み、育てられるよう母子健診や育児相談、乳幼児医療費助成制度など子育て支援の充実を図ります。また、認可保育所の設置により待機児童の解消に努めると同時に認可外保育所の活用も検討し、子育てしながら働きやすい環境づくりに取り組みます。



### 4 誰もが健康で生き生きと生活できる環境づくり

#### 1. 一人ひとりが健康で笑顔のあふれるまちに(健康)

町民一人ひとりが健康に関心を持ち、若いうちから健康づくりに取り組むよう、意識の啓発や機会づくりに努めます。健康診断の充実や町民が気軽に受けられる健康相談の実施、地域でのスポーツ活動や公民館ごとのサークル活動の充実など、町民が健康な日常生活を送れ、医療費の削減や介護予防につながる支援を行います。



#### 2. 安心して医療サービスを受けられるまちに(医療)

質の高い医療サービスが享受できるよう、身近な医療から高度な医療までの体制づくり、ネットワークづくり、さらには、休日診療や緊急医療に対応した施設の整備に努め、安心して生活できる環境づくりを目指します。医療費や社会保障費の負担が増加しており、安心して医療が受けられるよう支援の充実にも努めます。

#### 3. 高齢者が安心して暮らせるまちに(高齢者)

本人の意思を尊重しながら高齢者の自立を支えるとともに、生活をサポートするNPOの育成などに取り組み、地域の中で誰もがいきいきと暮らせるまちづくりを目指します。また、高齢者サロンや高齢

者サークルの充実、要援護高齢者に対する制度の充実により、長い間地域社会の発展に貢献してきた高齢者が、住みなれた地域に安心して住み続けられるようなまちづくりを進めます。

#### 4. みんなが生き生きと生活できるまちに(障がい者)

障がい者の個性と本人の意思を尊重しながら、就労支援や自立生活支援などを積極的に行い、地域で障がい者が自立しながら安心して暮らせるまちづくりを目指します。

また、生涯学習や社会参加の機会を拡充し、障がい者が地域のなかで生きがいを持って生活できるような支援体制の整備に努めます。

#### 5. みんなで福祉を支えるまちに(地域福祉)

地域ぐるみで支え合う相互扶助を実現するために、社会福祉協議会とボランティア団体やNPO等との連携による福祉ボランティア育成や、地域における福祉活動の支援に取り組みます。



# 第2章

# 「まちづくりの基本方針」

## 【基本方針2】

豊かな自然環境と活力ある地場産業を自慢と誇りに  
できるまちづくり



### 1 企業誘致による新たな就業の場の提供

#### 1. 新しい活力となる工業で発展するまちに(工業)

近隣町村への企業進出や東北縦貫自動車道などの交通網の条件を活かし、工業用地の確保とともに、「働く場」「生活する場」としての富谷町の魅力のPRや企業立地促進条例による制度等の情報提供などを行い、自然環境が豊かな富谷町のイメージと調和した環境に配慮している企業など優良企業の立地促進を働きかけ、工業による新たな活力づくりを進めます。

#### 2. 生涯働き続けることのできるまちに(労働雇用)

若者や高齢者が富谷町で暮らしながら、安心して元気に働き続けることのできるよう、企業誘致や起業化への働きかけなどによる魅力ある雇用の場を創出するとともに、働きやすい労働条件や福利厚生の実施などに努めます。

## 2 地域資源を活かした魅力の向上

### 1. 地域の『食』と『環境』を支える農業が輝くまちに(農業)

仙台市近郊という富谷町の地の利などの特性を活かした農産物の生産・販売や農業のレクリエーション利用とともに、町内での地産地消の取り組みを進め、農地の保全、担い手や組織の育成・支援を図り、農業で輝くまちづくりを目指します。

また、町の特産品であるブルーベリーについては、加工品づくりやイベントへの活用など新たな魅力による生産拡大を支援します。



### 2. 地域商業の元気なまちに(商業)

商工会など関連団体との連携により、商業基盤の安定化や商業の担い手の育成などを図り、商業の活気づくりに努めます。また、しんまち地区については、地域住民との協力により、古い街並みなどの歴史資源やイベントを活かしながら、商店街としての商業活力の再生を図ります。

### 3. 地域資源を活かして交流するまちに(観光)

町内にある富谷田植踊りや榊流永代神楽などの有形、無形の歴史・文化資源や大亀山森林公園などの自然環境の活用とともに、地域資源を観光資源として活かすことで、町内外の交流による地域の活性化を促進します。

## 3 『居住の場』として選択され続けるための環境づくり

### 1. 快適で潤いのある居住環境の整ったまちに(住宅)

既存の住宅地については、道路や公園の整備と維持管理を進めながら、住み続けたいと思える居住環境づくりに努めます。

また、住宅需要に応じた新たな住宅地の供給に努めるとともに、これから整備が予定される住宅地については、隣接する既存住宅地の都市基盤との連携や自然環境との調和を図りながら、快適な居住環境の形成を図ります。

### 2. 緑と水辺が身近にある潤いのあるまちに(公園緑地)

ニーズに応じた町民の交流・憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場を確保するため、市街地や集落における身近な公園緑地の整備を進めるとともに、町外の人々との交流も見据えて、森林、河川、歴史資源などを活かした特色ある緑地の整備を検討します。また、これらの公園緑地のネットワーク化や住民参加による緑の創出と維持管理に努めます。

## 第2章

# 「まちづくりの基本方針」

### 3. 道路ネットワークの充実したまちに(道路)



仙台都市圏における自動車専用道路環状ネットワークを形成する仙台北部道路について、富谷 JCT (ジャンクション) の結節が平成22年3月末までに予定されていることから、今後は、国道4号への早期接続を強気に働きかけていきます。また、市街地や団地相互などを結ぶ町内の交通ネットワークを支える都市計画道路七北田西成田線や穀田三ノ関線等の整備を進め、町民の日常生活を支える道路整備の充実を図ります。

### 4. 誰もが移動しやすく利便性の高いまちに(公共交通)

町民バスについては、子どもから高齢者までが日常的に欠かすことのできない交通手段として、既存の公共交通機関相互の連携を強化するとともに、路線や運行形態の見直しと PR などによる利用の促進により、気軽に利用できる快適性と利便性の高い運行に努めます。また、将来的な公共交通のあり方として、要望の多い大量輸送機関としての鉄軌道交通について、広域的な視点で調査・研究を行います。

### 5. 土地利用のバランスがとれたまちに(土地利用)

限られた資源・財産としての町土については、豊かに安心して暮らすことのできるよう、自然環境との調和を図りながら、本町を含む広域的な視点から各地域のバランスのとれた都市機能の配置を進め、拠点間の有機的・機能的な連携のもとに、ネットワーク型の都市構造の形成を図ります。

### 6. 自然環境と調和したまちに(自然環境)

豊かな自然環境は、町民が住み続けたいと評価する重要な要素となっており、次の世代に豊かな富谷の自然環境を継承していくためにも、土地利用規制や適正な維持管理による保全を図ります。また、環境に対する町民意識の向上を促すとともに小中学校における環境学習を推進し、身近な環境の保全に努めます。

### 7. 安全でおいしい水を供給するまちに(上水道)

町民の日常生活に欠かせない上水道については、施設の老朽化への対応や今後の水需要の増大などを勘案し、安定的な給水を図りながら、水質管理体制の強化と水道事業の健全経営を図り、安全かつ安定的な水の供給に努めます。

### 8. 排水を適切に処理するまちに(下水道)

美しい水環境を維持するため、各地域の条件に合わせて公共下水道や合併処理浄化槽の計画的な整備を進めるとともに、供用開始後の加入促進及び施設の効率的な維持管理に努め、全町域における下水道環境の充実を目指します。



# 第2章 「まちづくりの基本方針」

## 【基本方針3】

### 町民と町が直接つながるあったかいまちづくり



#### 1 住民との協働によるまちづくり

##### 1. 住民参加を土台にするまちに(住民参加)

町民は町政に参加する権利があり、行政はその権利を保障する義務があるという認識のもと、住民参加の基礎である対話と情報公開による情報の共有化を進めることで町民と行政とのつながりを深め、町民がまちづくりに主体的に参加しやすい環境づくりに努めます。

##### 2. 町民が自らが行動するまちに(住民協働)

まちづくりの担い手となる意欲的な人材やボランティア団体、NPOなどの育成と活動の組織化、活性化を図るとともに、企業、行政等が連携し、ともに汗を流し、得意なところで力を補い合い、地域みんなの「思い」を実現できる、協働によるまちづくりを目指します。また、町民と行政がともにまちづくりに取り組む協働のルールとなる(仮称)まちづくり基本条例を制定します。

### 3. 多様な活動が活発なまちに(住民活動支援)

地域の一人ひとり、グループや団体、行政等の様々な主体を互いにつなぎ、まちの課題やニーズの共有と活発な活動を通して、みんなの「思い」を実現できるよう総合的な住民活動の支援に取り組みます。また、本町には6館体制の充実した公民館がありますが、住民参加の場、行政間相互をつなぐ場、住民活動を中間支援する場等として、さらなる活用を図ります。また、町内外の地域間交流や国際交流なども含めた活発な交流を促進します。

### 4. お互いに尊重し合えるまちに(人権尊重・男女共同参画)

多文化共生や男女共同参画などに関する考え方の醸成や町民一人ひとりの意識の高揚を促し、基本的な人権の尊重の精神のもとで、お互いに助け合い、高め合うまちづくりを進めます。

## 2 効果的・効率的な行政経営

### 1. 効率的に行政経営を行うまちに(行政運営・財政運営)

限られた財源のなかで、高度・多様化する町民ニーズに対し、町民に分かりやすく、質の高いサービスを継続的に提供するため、行政運営の理念や経営戦略を町民と共有し、町民の視点に立った庁内組織の横断的な連携などによる効率的な行政執行体制づくりを進めます。また、事務事業の見直しや公共施設の適正配置、事業評価制度など行政改革による効率化を進め、自主財源の確保に努めながら、財政の健全化を維持した持続可能な行政経営を進めます。



### 2. 職員自らが行動するまちに(職員意識・組織構造の改革)

『町民の目線で考える、町民のために働く、町民と共に行動する』を職員の行動原理とし、郷土愛と使命感、専門性と改革意欲を持ち、様々な地域の課題や町民ニーズに対して、町民や関係団体との対話を深め、ともに考え対応する職員を育成します。また、住民参加や様々な団体との協働をまちづくりの基礎に据えて、従来の縦割り型ではなく、横断的な組織の連携による柔軟な対応を行っていきます。

富谷町総合計画に基づく各施策の実施にあたっては、『新たに始まる10年 夢、希望を皆で創造しよう。考え・響きあい、行動する』を基本指針として、5万人都市を目指したまちづくりに取り組みます。